

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和31年3月1日に入社して以来、平成13年6月30日まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社から同社B営業所（当時）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身の同社B営業所の前任者であり、同社C本店の後任者でもあったとする同僚が、昭和36年10月1日で同社B営業所における被保険者資格を喪失していることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月から 15 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 11 月に A 社に入社し、平成 10 年 7 月 31 日に会社の都合により退職するまで同社に勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 2 年 12 月 1 日から 10 年 7 月に退職するまでの期間、厚生年金保険に加入していた。

その後、平成 12 年 8 月に再び A 社に入社し、22 年 8 月まで継続して同社に勤務していたが、日本年金機構からの回答によると、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

A 社は、平成 12 年 8 月に私を採用した時点で厚生年金保険に加入させる義務があったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しなかったのは同社の怠慢であると考えられるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料台帳、出勤状況表及び申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の負担すべき厚生年金保険料を適用事業所の事業主が申立人の給与から控除していた場合に限られるところ、A 社から提出された申立期間に係る給料台帳及び申立人から提出された給料支払明細書によると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立人は、アルバイトとして採用し、勤務時間等もある程度自由な状況であった。平成 15 年 8 月頃に仕事の受注の見通しもある程度立ったことから、申立人と話をして B 業務の仕事をしてもらうことになり、厚生

年金保険に加入させたので、それ以前の申立期間における給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間における国民年金の加入状況を確認したところ、平成12年8月から15年6月までの期間は国民年金の申請免除期間となっているとともに、同年7月の国民年金保険料は納付されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 12 月に A 社に入社し、1 年数か月間、同社で勤務していた。また、私は、同社が 62 年 7 月末に破産の申立てを行ったと記憶しているので、少なくとも、同年 3 月までは同社で厚生年金保険被保険者であったはずである。

年金事務所からの回答によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が勤務していた A 社は、昭和 62 年 7 月末に破産の申立てを行ったと記憶しているので、少なくとも、私は、同年 3 月までは厚生年金保険被保険者であったはずである。」と申し立てている。

しかしながら、A 社に係る商業登記の記録によると、「昭和 61 年 9 月 * 日 B 地方裁判所 C 支部 破産宣告」とされており、昭和 61 年 9 月 * 日付けの官報にも、その旨掲載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 61 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日に同社において被保険者資格を喪失している同僚 4 人のうち、連絡先の確認できた 3 人に対し照会したが、回答は得られなかった。

加えて、A 社の当時の事業主は、「私は、申立人の勤務期間についての記憶は無く、当時の資料も保管していない。」と供述している上、同社に係る当時の破産管財人は、「破産終結後、長期間経過しているので、当時の資料は保管していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態

及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和61年7月31日に被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）に対し、同年8月16日に健康保険被保険者証が返納されたことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。